

入札・契約関係書類等への押印の見直しについて

行政手続きに関する押印の見直しに伴い、入札・契約関係書類等への押印の必要性について検討を行い、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

1 従来どおり押印を求める書類

契約書

2 押印を見直す書類

(1) 「記名押印」に代えて「**記名**」のみで良い書類（署名不要）

- ・見積書
- ・工事検査関係書類 ほか

(2) 「記名押印」に代えて「**署名**」でも良い書類（記名のみは不可）

- ・入札書
- ・請書 ほか

※ 従来どおり記名押印がある書類も受付いたします。

※ **記名**…氏名をパソコン等により記載すること。

**署名**…氏名を自署すること。

3 適用日

令和3年9月1日から発注する案件、作成する書類について適用します。

※ 8月中に発注した案件、作成した書類については従来どおり押印が必要です。

4 新様式

各ページに掲載しています。

問い合わせ先  
寝屋川市総務部契約課  
TEL:072-825-2594